

第1章 平成20年度事業の概要

1. 目的

昭和45年には16,765人であった交通事故死者数は、平成20年には5,155人まで減少し、死傷者数は95万659人、交通事故発生件数は76万6,147件まで、減少しているが、依然として高い水準にある。

内閣府では、毎年多くの交通事故被害者等（交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。以下同じ。）が生じている現状に鑑み、平成17年4月の犯罪被害者等基本法の施行や平成18年3月に決定された第8次交通安全基本計画においても被害者支援を重要施策として掲げ、引き続き交通事故被害者支援の充実・強化を積極的に推進していくこととしている。

これまで内閣府は、平成15年度からの5年間に、交通事故被害者支援の高度化を図り、国民が互いに支え合い、安全で安心な交通社会を形成することを目的に「交通事故被害者支援事業」及び「交通事故被害者サポート事業」を実施してきたところである。この事業では、研修教材等開発事業として支援担当者が交通事故被害者等に対して適切な対応を取ることを目的とした支援担当者用マニュアル、交通事故被害者等に接する機会のある関係機関に被害者の受ける精神的影響とその対応について広く理解していただくことを目的とした支援担当者用マニュアルダイジェスト版とビデオ、交通事故被害者等が精神的被害から立ち直る手段として有効な自助グループの立ち上げ定着を目的とした自助グループ支援マニュアルと、精神面からの対処法を表したマニュアルとビデオをそれぞれ作成した。また、自助グループの立ち上げ要望のある地域において、自助グループ立ち上げを支援したほか、平成18年度からは、交通事故被害者等に接する立場にある者の資質を向上させることを目的として各種相談窓口等意見交換会を実施してきた。

本年度は、自助グループ活動の効用及び課題を明らかにし、今後の自助グループ活動への支援等交通事故被害者支援の在り方を検討し、方向性を示すための調査及び子弟が交通事故により被った精神的影響やその回復への課題を明らかにし、当該子弟に対する交通事故被害者支援の在り方等を検討するための調査を実施することで、交通事故被害者等が深い悲しみや辛い体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成し、被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、本事業を実施した。

・事業の概要

平成20年度においては、以下の事業を行った。

交通事故被害者サポート事業検討会の設置・運営

被害者学、心理学、被害者支援、遺族心理に関する有識者5名からなる交通事故被害者サポート事業検討会を設置し、今年度の実施方針、実施方法、事業総括等について議論するため、3回の検討会を実施した。

パートナーシップ事業：自助グループ連絡会議

自助グループ連絡会議は、これまでに立ち上げた秋田、長崎、茨城、石川、大阪、愛知の6カ所の自助グループ間の連携を図るため、代表者による意見交換が可能な研修会を東京で開催した。内容は、自助グループの必要性の再確認に係る講演、自助グループを取り巻く環境に係る講演、自助グループの取組に係る情報交換、遺族の心理的症状と治療に向けた取組に係る講演及びグループワークその他必要なプログラムを通じて、「被害者の回復のための自助グループ活動」を支援することを目的に、これまで立ち上げた6カ所の被害者支援センター及び自助グループの代表者等を東京に集め、連絡会議を開催した。詳細については、「第2章 パートナーシップ事業」のとおりである。なお、この章においては、この事業に携わった支援センター等の職員や自助グループの参加者の氏名が示されている。この点については、本人及び関係者の了解を得ていることを念のため、ここに記しておく。

スキルアップ事業：各種相談窓口等意見交換会

本事業は、自助グループ、交通事故相談所、被害者支援センター等の関係団体間での連携強化を図り、自助グループ活動を支援する効果が期待される各種相談窓口等意見交換会（以下「意見交換会」という。）を、専門家、新潟、山形、兵庫、静岡の各被害者支援センター及び自助グループの代表者並びに交通事故相談員等により開催した。

自助グループの活動実態把握調査

調査は、10月21日(火)～22日(水)に開催の連絡会議に参加する被害者支援センターが支援している自助グループのファシリテーターにヒアリング調査を行い、その結果を基にアンケートを作成した。その後、全国の被害者支援センター、被害者団体、警察等関係団体にアンケートを送付し、自助グループの活動実態、課題及び今後の方向性を調査した。

交通事故被害者の子弟に対する支援の実態に関する基礎的な調査

調査協力者は、非営利特定法人全国被害者支援ネットワークに加盟する被害者支援センターが支援している子弟、各地の被害者支援センターが把握している子弟、その他民間被害者団体が支援し、又は当該団体に所属する子弟及び検討会が推薦する子弟のうち、交通事故発生当時に成人ではなかった者であって、調査実施時点において、成人でない者及び高校を卒業した者又は満18歳を超えた者のうち、調査の趣旨及び内容を理解し、協力する意思を示したものから5名を選定し、調査を実施した。